



平成23年3月17日

御嵩町長 渡辺公夫 様

御嵩町環境審議会

会長 岡本秀



前沢地内で計画された産業廃棄物処理施設（感染性産業廃棄物）について（答申）

平成22年11月29日付け御まエ第100号により諮問のあった「前沢地内で計画された産業廃棄物処理施設（感染性産業廃棄物）」について、御嵩町環境審議会で審議を重ね、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

【結論】

株式会社マルエス産業（岐阜県土岐市）が、御嵩町前沢地内の旧中部プラント施設内において計画している感染性産業廃棄物を処理する中間処理施設の事業計画書を審査した限り、計画は不審な点や不明な点が多く、将来にわたって運営上の安全性の確保など、多くの疑問や懸念が払拭されない。従って御嵩町環境基本条例の本旨である「環境の保全と創造」の精神を堅持することが困難であり、周辺住民の生活環境保全上の問題がある施設と判断した。

御嵩町環境審議会の総意が計画反対であることを踏まえ、本申請がなされた場合、知事に対し許可を下さないよう積極的に働き掛けられることを申し添える。

なお、審査の項目と疑問や課題を次に示す。

【審査の項目と疑問や課題】

■事業者について

名称 株式会社マルエス産業

住所 岐阜県土岐市泉町河合819の2

上記事業者について経営規模等評価通知書・総合判定値調査通知書（審査基準日 平成22年4月30日）によると経常利益は、平成20年は黒字であったものの、以降減少傾向にあり、平成22年は赤字となっている。当町の前沢地区と土岐市曾木町の2か所で利益剰余金の2倍に相当する約6億円～7億円の事業費を要する感染性産業廃棄物処理施設の同時申請に際し、健全な経営が確保できるかどうか大きな疑問である。

また、上記事業者はこれまでに東濃振興局、多治見保健所等から繰り返し廃棄物の適正処理のための指示、指導を受け、場合によっては改善勧告もなされた経歴があり、

当事業所の周辺地域からの信頼度も低いといわざるを得ない。感染性産業廃棄物処理施設の適正な運用には、この廃棄物のもつ複合的なリスク特性（プラスチックや薬品に起因する化学物質の環境破壊、病原体への接触危険、及びその飛散と感染拡大、それへの微細かつ広範な対応の必要性など）から、環境の保全とリスクマネジメントに対して極めて細心の注意と高い意識が不可欠であって、粗略な対応や杜撰な処理は許されない。この観点からみると事業者の計画された処理施設の安全な遂行能力に不安を覚える。

さらに、昨年11月25日に前沢公民館で開催された地元住民の説明会においては、事業計画の詳細内容や質疑応答は、計画立案したコンサルタント会社やプラントメーカーが行い、計画事業者が直接の説明を積極的に行なっておらず、許可基準にある知識及び技能、並びに事業遂行や緊急時対応など、様々な側面からその能力に強い疑念を抱く。

計画場所について

《都市計画マスタープラン》

設置計画地である前沢地区をはじめ周辺地域は、御嵩町の財産でもある自然環境が多く残されており、手を伸ばせば緑があり、人と自然が共存する環境最前線の地域である。「御嵩町都市計画マスタープラン」において、この計画地は、里山環境の保全・維持を前提とする「自然環境保全地区」に設定されており、この地域では、『大規模な開発や自然環境に多大な影響を及ぼす施設整備は抑制するとともに、必要な開発を行うときにも、自然環境に最大限の敬意を払い、その存在を尊重した開発を行う』地域となっている。また、隣接する前沢ダム周辺地域は、公園・緑地に位置づけられ、町内外の人々が来訪・交流し、豊かな自然を体験できるキャンプ場の整備を予定するなど、自然環境の保全とレクリエーション機能の充実を目指す地域となっている。このため当該施設の建設については、自然環境保全上や環境教育に配慮した観光資源等の側面から、都市計画上多大な支障があると考えられる。

《農業への影響》

設置計画の感染性産業廃棄物処理施設からの排水は無いと事業計画にあるものの、加水分解加熱器などのメンテナンスで洗浄や消毒を行った場合の排水が、どのように処理されるのか不明である。

もし仮に、隣接する可児川防災ため池へ誤って流入した場合、前沢の下流域である津橋地区等は、農業生産性の向上を目的とした土地改良事業が行われた地域となっており農業で生計を立てている住民がいるとともに、下流域では、可児市まで広がる広大な受益面積への農業用水として多くの農業者が利用しており、農作物への影響のほか風評被害を懸念している。

《希少野生生物》

計画地隣接地周辺には「御嵩町希少野生生物保護条例」で指定され保護すべき希少野生生物が確認されており、「御嵩町環境基本条例」に規定する環境影響評価(環境アセスメント)の実施や希少野生生物の生息又は生育の環境への負荷の低減に努める必要がある。このため、廃棄物処理施設への運搬車両の排気や処理工程における水蒸気及びガス

が、これらの希少野生生物に多大な影響を及ぼす可能性が高いこともあり、当該施設の建設については、自然環境保全上、好ましくないと考える。

《周辺住民の生活環境保全》

上記のように農業を主体とした閑静な場所であり、設置計画地への進入道路幅員も非常に狭くなっており、廃棄物関係車両の毎日の通行は道路管理上の路面への影響のほか、通行量の少ない前沢集落にとって民家近くの通行は、交通環境の著しい悪化とともに、騒音がかなり大きくなることが予想されるため、静かで安全・安心な農村環境は失われることが危惧される。

以上のことにより地元住民をはじめ、地域住民への生活環境上の影響や自然環境への影響が大きく懸念される。

加水分解加熱器等処理工程について

《焼却による処理との比較》

今回の事業計画では高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法の処理計画であるが、現在の感染性廃棄物の処理の大部分が焼却や溶融の処理施設で占められている中、あえて、この加水分解加熱器等処理方法で事業計画を立案した理由が、焼却や溶融の処理方法と比べて現段階で最良であったとする比較の検討や検証と、その経緯や結果の内容が不明である。さらに事業計画書に記載してある加水分解加熱器処理装置による感染性廃棄物を処理するための研究や試験の経緯や結果の内容等が全く明らかにされていない。

《他事例との比較》

さらに、加水分解加熱器を用いて行う感染性廃棄物処理装置は計画事業者によると、二カ所で稼働していると報告を受けているが、インターネット等で確認する限り、処理工程全体の機器構成等が大きく異なり、本事業計画書と全く同じ処理工程による必要相当期間の比較、研究、試験、検証、結果の内容等の記載もなく、どの程度行われたのか大きな疑問である。

もし、御高町をこの加水分解加熱器を使った技術のテストフィールドにするような事業とするならば、安全性や周辺環境保全への配慮等から判断して、断じて認められるものではない。

《不活化確認試験などの試験結果》

高圧蒸気滅菌装置により処理する場合、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 21 年 5 月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）では廃プラスチック類を破碎した後に 121 ・ 20 分滅菌することとなっている。町民学習会に招いた専門家の講師によると、加熱器内が均一に必要な以上の温度となるのか、それにより感染性微生物の不活化確認試験が必要相当量なされたのか、様々なものが混入している感染性廃棄物の内容物の組成ごとに、どこまで調査、研究、試験を積み重ねたのか全く不明である。また、処理工程の際に、感染性等病原体の飛散への懸念とともに、プラスチックを

破砕する際に有害な化学物質も放出される懸念も他事例から想定されるが、それも含めて調査、研究、試験等を踏まえどの程度予測しているのか不明である。

また、事業計画書に記載してあるような包帯、ガーゼ、メス、注射器、ガラス、金属、ゴムのほか、体温計や血圧計等に使用されている水銀等の重金属や乾電池、試薬等医療系廃液も混入の可能性があると思われる。最終の処理工程の集塵除去装置で、どこまで重金属等が問題無く回収されるのか大きな懸念としてある。

感染性廃棄物の受入れ及び処理後の排出について

排出業者、収集運搬業者そして処理業者間の取引に伴う産業廃棄物の不適正な処理による社会的影響は大きい。処理すべき感染性産業廃棄物の搬入元が計画段階で明らかになっていることが、周辺住民の懸念を少なくし、引いては適正処理を推進するために必要である。

実際に事業計画書に記載されている各工程に記された事業者数社に確認を行ったところ、承諾なしに企業名を記載していることが判明した。このことにより、計画処理施設での搬入量や処理量等全く打ち合わせもないまま、事業計画書を岐阜県に提出している事になり、この経営計画も実行性の面で信頼性が非常に低いものと考えられる。

さらに、粉砕・滅菌された粉体状燃料やガラス、金属類を有価物として売却する計画であるが、感染性産業廃棄物には何が混入されているか分からないと思われる中、様々な物質が混在する可能性のある固形燃料が、品質的に安定した有価物として取り引きされるのか大きな疑問がある。

安全管理について

基本的には廃棄物処理法上の保管基準、構造基準、維持管理基準等のほか廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成 18 年 12 月環境省廃棄物・リサイクル対策部）等により、安全性やリスクマネジメントを検討していくこととなるが、リスクマネジメントに関する事項が不明確である。仮に、事故などを想定していないのであれば、事故が起こらない根拠を明確に示していく必要がある。現段階では、作業員の配置と役割、加熱器爆発の発生想定と検証、病原体や化学物質等の飛散・拡散等に係るリスク評価の検討や検証の経緯と内容が明瞭でなく、安全管理に不安がある。

生活環境影響調査等について

基本的には廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）により行うこととなるものの、施設の種類、規模、廃棄物の種類・性状、地域特性を勘案して調査項目を選定することとなっている。上記に述べてきたように事業者の計画では、大きな懸念や疑問、課題が当審議会にて浮き彫りになったことより、生活環境影響調査内容を、御嵩町環境基本条例や御嵩町希少野生生物保護条例の観点から再度検討する必要がある。

また、事業計画書にある「マイクロゲル」装置には工業用水及び地下水・河川水は適さないと計画書資料に記載されているが、水道水の供給を受けることができない地域での事業実施は、非常に課題が大きいと思われる。

地元自治会からの意見を尊重することについて

平成 23 年 1 月 11 日（火）に計画地周辺自治会の前沢自治会と津橋自治会から御嵩町長宛に「医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する要望書」が提出され、また、御嵩町議会議長宛に「医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書」が出されたことを、当環境審議会として重要視しなければならない。

その要望の主旨を次に示す。

農業用水源地と隣接しており、下流域に影響が出る恐れがある
搬入される感染性廃棄物からの病原体の拡散が懸念される
鳥獣など敷地内に入り込み有害物質の被害拡散の恐れもある
農業で生計を立てている者もあり、風評被害により営業に多大な損失が予想される

地元民が常時不安を抱えて生活を強いられると同時に、過疎化に拍車がかかるのも確実と予想される

なお、この意向を踏まえ、御嵩町長及び御嵩町議会においても要望書や請願書に対応されるよう答申と併せてお願いするものである。

【これまでの経緯】

第 1 回目環境審議会 平成 22 年 11 月 29 日

- ・事業計画書に基づく感染性廃棄物処理施設設置計画の概要確認
- ・岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例と経過説明
- ・審議の進め方協議

第 2 回目環境審議会 平成 22 年 12 月 17 日

- ・事業計画書から見た委員による懸念や疑義などの意見・協議

第 3 回目環境審議会 平成 23 年 1 月 19 日

- ・町民学習会「他の事例に見る産業廃棄物中間処理施設の状況や課題について」開催
- ・産業廃棄物中間処理施設の係る有識者への質疑と応答
- ・前回協議した懸念や疑義などの追加、まとめ

第 4 回目環境審議会 平成 23 年 2 月 24 日

- ・審議会答申（案）内容協議

第 5 回目環境審議会 平成 23 年 3 月 10 日

- ・審議会答申内容の協議・決定

【参考資料】

環境審議会で審議された内容を以下に示す。

番号	分類	対象項目	審議内容
1	事業者	会社の状況	1．会社の年間売り上げ、経営状況は 2．会社の基本方針・・・趣旨 3．取引業者は（計画書記載の業者との取引実績は） 4．非常時における物理的、金銭的、人的、環境保全的に能力を備えた会社か 5．事業実績など グリーンテクノ誘致の際と同等な企業調査
2	設置場所	産業廃棄物 処理施設等 の設置場所	1．過去の産廃問題を踏まえ、御嵩町前沢地区を選定した理由
3	廃棄物 及び扱い	廃棄物の種類	1．処理される感染性医療廃棄物の具体的な内容として、想定されるすべての廃棄物の名称・種類・安全性を明らかにすべき 2．放射性廃棄物が混入されないための対策は
4		メディカルボックス	1．メディカルボックスの耐久性は 2．メディカルボックスを排出する医療機関側の排出者責任の徹底はなされているか 3．封印されたメディカルボックスを直接触れても、感染のリスクはないのか
5		搬入	1．搬入時の事故で、メディカルボックスが破損し、飛散した場合、どう対応するか 2．事故発生時の搬入業者とマルエスの責任体制及び対応対策は 3．道路の飛散した病原菌に対する、農作物や人的影響は 感染者が出た時の対処は
6		保管	1．保冷室とストックヤードの使い分けは、何に基づくのか 2．保管区分の仕分けは、感染性と非感染性をどのように行うのか 3．感染性と非感染性の比率と保冷室とストックヤードの比率の整合性は 4．処理数、搬入数、受入日、保管日数等 数量管理の手法は
7	給水排水	用水	1．事業用用水及び事務所などの生活水はどこで確保するか 2．地下水又は伏流水の水量調査等を行っているか 3．マイクロゲルは、濾過された上水が必要であるが、どの様に検討されているか 4．散水装置

8	給水排水	排水・地下水 汚染	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械の点検・洗浄は行わないのか 洗浄などの場合は、どこに排水するのか 2. 溜槽にて沈殿処理するのは雨水のみか 生活排水はどうするのか 3. 事故等緊急時に感染性物質が流出した場合、流動物をどう処理するのか 4. 地下浸透防止措置がコンクリート舗装やアスファルトでは不足 5. 地下浸透や流出により、前沢ため池に混入した場合の影響をどのように考えているか 6. 溜槽に沈殿する汚泥はどのように処理するのか
9		排出蒸気	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排出蒸気にはガス状化学物質や病原体は排出されないのか 2. 微量でも化学物質が排出される場合の周辺への影響の度合いは 3. 大量の水を必要としているが、循環型ではなく排出型を選択した理由は 4. 沈殿式ではなく集塵機方式を選択した安全性の理由は
10	工程	工程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2ヶ月の着工程の中で、稼働安全確認の詳細手順や工程は 2. 業者間の、工程区分における責任分担は 3. 販売における需要は
11	加水分解	加水分解	<p>廃棄物を処理する「加水分解加熱器」の安全性について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象となる加水分解施設は、いつから製造しているか 2. 現在までに販売した企業などはどこか それはいつかそこでも感染性医療廃棄物を扱っているのか 3. 稼働施設で緊急停止を含む事故や問題点などはないか 緊急停止時の対応はどんなものか
12	収集	収集運搬業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収集運搬業者はどのような種類や形態の車両を使用するのか 2. 取引の実績がない企業名の記載は、契約に基づくものか 3. 契約に基づかない場合、なぜこの企業を選んでいる理由は 4. 搬入・搬出車両の1日あたりの台数は、廃棄物の量にかかわらず実台数か
13	環境負荷	気象の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地の気象データ分析は
14		病虫害発生 防止措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定期的薬剤散布は、環境への影響が懸念されます 安全対策は
15		環境法令	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定悪臭物質の測定方法 2. ボイラー燃料の消防法・大気汚染に関する法律等への適用は

16	事業計画	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> 1. 取引業者（搬入・搬出・販売）の事業実績、事故実績、処理能力は 2. 10年後に事業ビジョンは 3. 計画書等における数値の整合性は
17	事業計画	土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 1. 借地で事業を計画予定か 2. 建物登記は 3. 将来規模拡張などの計画は
18	安全管理体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 1. 扱う内容から事業計画申請時点で安全マニュアルは、公表すべき 2. 微生物、病原体等の消滅率について記載がない 3. 処理工程中はもちろん、搬入から保管管理などの感染防護の体制は 4. 悪臭の自主確認とは、具体的な手法は 5. 事故により環境汚染が起きた場合のどのような対応を取るマニュアルか 6. 処理途中で故障した場合、破碎後未処理状態となったものは、どの様に処理するのか そのマニュアルは
19		建屋の構造	<ul style="list-style-type: none"> 1. 感染性廃棄物を取り扱うにとしては、感染防護面の対応の他に、強度、密閉性、等の点で構造上の問題はないのか
20		防火体制	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高温処理施設に、消火器以外の消防設備は必要ないのか
21		作業者	<ul style="list-style-type: none"> 1. 感染性廃棄物を取り扱う上での十分な教育とは、どのようなものか 2. 作業後の身体消毒設備等は配備は
22		処理後の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 粉状の処理物は、どのレベルでの成分分析を行うか 2. 安定した販路が確立されているのか 3. 粉状の処理物が燃料となる科学的な説明は
23	他事例	他事例	<ul style="list-style-type: none"> 1. 全国で稼働している2例と、この処理施設は、技術、手法、工程全て同じか 2. 先進例と異なる場合、技術等変更した技術的根拠は
24	法令	環境基本条例	<ul style="list-style-type: none"> 1. 条例前文、3条に照らし不適合と思われるが、条例抵触を理由に排除できないか 2. 10条により環境アセスメントを義務付けるにしても、町として独自調査結果を持ち比較が必要
25		生物多様性保全のための活動促進法	<ul style="list-style-type: none"> 1. 生物多様性保全活動促進法案の理念に照らし生物多様性の維持について会社の考え方は